

郵送による転出証明書の請求書

(あて先) 田子町長

令和 年 月 日

請求者	住 所	〒		
	氏 名	印		
	電話番号	— —	(日中の連絡先)	— —

これからの住所		これからの世帯主氏名
	(アパート名など)	
いままでの住所		今までの世帯主氏名
本籍		筆頭者氏名

異動年月日	令和 年 月 日	(これからの住所に住んだ日)
-------	-------------------------	----------------

異動理由 (該当するもの 1つに○)	1 転勤 2 就職 3 転職 (1~3を選んだ場合は仕事の種類を選択してください)	
	仕事の種類	①農業・林業 ②漁業 ③鉱業、採石業、砂利採取業 ④建設業 ⑤製造業 ⑥電気・ガス・熱供給・水道業 ⑦運輸業・郵便業 ⑧卸売業・小売業⑨金融業・保険業 ⑩教育、学習支援業 ⑪医療、福祉 ⑫各種サービス業(不動産、宿泊、飲食、娯楽業など) ⑬公務員 ⑭その他()
	4 退職 5 就学 6 結婚 7 離別・死別 8 介護・看護 9 施設入所 10 新築・転宅 11 その他()	

転出する人	氏 名（フリガナ）	生 年 月 日	性 別
		明・大 昭・平	男 ・ 女
		令	
		明・大 昭・平	男 ・ 女
		令	
		明・大 昭・平	男 ・ 女
		令	
		明・大 昭・平	男 ・ 女
		令	

【郵送の手順】

●平成17年10月1日より届出人の本人確認を実施しています。運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真が付いた身分証明の場合は1種類、健康保険証や年金手帳など写真が付いていない身分証明の場合は2種類 の写しを同封してください。

●この請求書、返信用封筒(請求者の住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの)および身分証明書の写しを封筒に入れ、

〒039-0292 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平81番地
田子町役場 住民課 住民環境グループ宛 にお送り下さい。

●配達日数と役場での処理日数が必要なため、おおむね1週間ほどの期間が必要となります。

※田子町で国民健康保険に加入していた方は、転出により資格が喪失されますので、至急田子町にお返し下さい。

◇本人確認書類◇

平成20年5月1日より、戸籍法・住民基本台帳法の改正に伴い、戸籍・戸籍附票・住民票・身分証明書の交付請求及び、住民異動届(転入・転出・転居等)をする場合に、ご本人やご家族の方が来庁しても、窓口において申請に来られた方の本人確認が必要となりました。

代理申請の場合は、委任状が必要ですがその他に本人確認ができるものをご持参ください。

★本人確認ができるものとは・・・

イ. 顔写真付きの身分証明書の場合は、次のうち1種類

- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- パスポート
- マイナンバーカード(顔写真付き)
- 住民基本台帳カード(顔写真付き)
- 身体障害者手帳
- 国・県・町等の公的機関が発行した資格証明書
- 在留カードなど

または

ロ. 顔写真付き身分証明の提示が出来ない方の場合は、次のうち2種類必要

- 資格確認書
- 健康保険者証
- 年金手帳・年金証書
- 介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 印鑑登録証(赤い手帳)＋実印
- 住民基本台帳カード(顔写真なし)
- 学生証
- 企業等の社員証(顔写真付き)など

※身分証明書はいずれも有効期限内のものに限ります。

※郵便請求において、保険証等の場合は住所の記載のある面もコピーし、添付して下さい。